

〈研究ノート〉

社会福祉士という専門職を考える —社会福祉士の誕生 20 年を迎えて—

田 中 利 宗

Thoughts on “Social Casework” as a certified, professional occupation

Toshinori TANAKA

It is coming up on 20 years since the introduction of state certification for social caseworkers. However, compared to social care work, there is little public awareness of the particular roles of social caseworkers and, indeed, many people in Japan do not even understand what the profession is. What is the reason for this? These notes discuss the expectations of future caseworkers and the problems faced by them. The history of casework practice and research in this country is also traced with an eye to considering why the profession is poorly understood.

社会福祉士という国家資格に基づく福祉専門職が誕生してから 20 年を迎えるとしている。しかし、同時に出発した介護福祉士に比較して、その知名度は低い。国民の多くに理解されない社会福祉士。その原因はどこに存在するのか。本ノートでは、わが国における相談援助の研究と実践の歩みをたどりながら、成人を迎える社会福祉士への期待と課題を述べるものである。

キーワード：相談援助、社会福祉士、専門職、専門職教育

はじめに

1987(昭和 62)年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」は、社会福祉の専門職を国家資格によって規定するという画期的なものであった。法の公布から 20 年を迎えようとする現在、実施された 17 回の国家試験により 72,491 名が合格者となり、2005(平成 17)年3月末現在、59,292 名が資格の登録を終了している。

ところで、同時に規定された介護福祉士が介護保険法の実施によってその役割と業務を獲得し、1997(平成 9)年の「精神保健福祉士法」による精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律や障害者自立支援法の制定などにより、精神障害者とその家族の相談支援者として確固たる位置を築きはじめている。これら二者の動向をよそに、社会福祉士は未だ専門職としての明確な姿を国民にみせてはいない。もっとも、「社会福祉士はあえて、その姿を現さなくともよいのではないか」と発言する人もいる。しかし、20 年の歳月を迎えようとしてもその姿を明確にできない理由。「社会福祉主事制度にその一因がある」「社会福祉士の養成に課題がある」「有資格者の配置や処遇に不備がある」など、多くの指摘が誕生当初から囁かれてきた。「講習会で得た介護系の資格を前面に押し出すことが、結果として社会福祉士の業務理解に混乱を与える」との指摘もある。たしかに介護保険指定施設等で働く人々から「社会福祉士の勉強をしたのに食事介助も十分にできない」という不満の声が聞こえないわけではない。

「社会福祉士の専門とは何か」「社会福祉士はどんな仕事をする専門家なのか」。

この問い合わせに対する、そして、すべての人々の賛同を得る返答は、社会福祉士の養成に携わる教職員のみならず、福祉・保健施設で働く職員からも出てはこない。これらの混乱とも称すべき現実が存在するなか、社会福祉士及び介護福祉士法の改正に向けた手続きが進んでいる。社会福祉士養成への新たな提言がまとめられ、実施されようとしている。一方、社会福祉士を児童福祉法や介護保険法の中に位置づけ、法律上に役割を規定しようとする新たな方向も検討されはじめている。

本考察は、これらの社会福祉士をめぐる現状を脳裏に置きつつ、わが国における相談援助の歩みを概観しながら、社会福祉士誕生当時を再考し、成人を迎える社会福祉士への祝福と期待を表明するものである。

1. 相談援助の基本としてのケースワークの導入

わが国に「相談援助」に関する諸外国の理論と活動が紹介され始めるのは、1910(明治40)年代からである。たとえば、それを精神医療の分野に視野を求めるならば、相談援助活動の初発を1902(明治35)年、呉秀三によって創設された「精神病者慈善救治会」に求めることが可能であろう。しかし、体系的、かつ、継続的な実践と理論の紹介は、1910年代後半からである。

1917(大正6)年、矢吹慶輝はリッチモンド(Mary E. Richmond. 1861～1928)の活動を次のように紹介している。

「眞の慈善の意義あらしめんには、個人たると団体たるとを問はず、共同活動を要す、且つ慈善を受くる者は各其境遇を異にし異なる境遇のものには異なる救助をなさざるべからず、然らざれば折角の救助をして無効ならしむるを以て、歐米就中米国に於ては、多額の資金を投じて個別訪問制度を採用しつつあり』メリ・リチモンド嬢は、此共同救助の親疎緩急の関係を次の如く次第せり。先づ家族は最も事情を熟知せるものにして、次には知人朋友なり。次には近隣即ち雇主、地主、職業関係者、牧師、日曜学校教師、教会員、医師、労働同盟、其他其人に比較的接近せる教育貯蓄の諸団体を含み、次には地方的設備即ち学校教師、警察官、衛生吏等の地方公設機関を含み、次に私設慈善には先づ連合慈善会教会事業など、(中略)。然ならば各事業の共同活動を為すには、如何にすべきかといふと、先づ各団体の有する記録を比較調査し、且つ救助を受けつつある家庭を一々調査し、其材料をカード組織となし簡明に救助状態を記入し置き、数々訪問員の会合を催すの方法に依る、千九百〇七年紐育市にては十万のカードありしと称せられる。」(『歐米社会事業統制機関としての連合慈善会に就て』(『慈善』第8編4号. 1917)

「慈善」から「社会事業」への質的転換を試みる当時の研究者、実践家にとって貧困者の個別の調査と慈善事業団体各間の連絡調整による濫縁防止。民間篤志家(友愛訪問員)によって実践される個別訪問指導活動は近代的社会事業構築に向けた科学的取り組みの模範の一つでもあった。

1918(大正7)年3月の『救済研究』(第6巻3号)の「外報」には、「社会診療学の新著」として「米国ラッセル・セーデ慈善団の組織部長メリ・イー・リッチモンド女史は慈善を一新科学として組織し、被救済者を病人と見その救済を社会診療と呼び、慈善科学に根本的の新意義を與へたる新著を著作せられたりと」の紹介文を見る。『Social Diagnosis』が1917(大正6)年に出版されていることを考えた時、著書の紹介は迅速であり、当時の関心の高さを推察させる。現在でも和訳(完訳)されない511ページからなるこの大著は、慈善組織協会(Charity Organization Society: COS)での長年の活動を体系化、理論化したものであった。そこには、個人をめぐる社会的環境に対する視点があり、問題の原因を解明するための社会的証拠の収集と客観的分析のための科学的方法が論述されていた。調査への関心と科学的手法の追究は、当時すでに有給の専任職員誕生への期待を秘めたものであった。期待は、科学的視点に立脚し、貧困者の貧困原因を分析できる「新しい専門職」の教育・訓練の必要性を高らかに喚起することになった。

高田慎悟は、「現代の救済事業並救済事業家の資格」(『社会と救済』第1巻第3号. 1917)(『東京府社会事業協会報』1918)の中で、「科学的智識」「社会的知識」「思慮分別に富むこと」「高き識見を有すること」「同情の念敦きこと」を社会事業家の必須とした。

田子一民は、「社会診察の必要と社会事業家養成機関設立の急務」(『社会と救済』第3巻第1号. 1919)の中でリッチモンドの活動を例証としてあげながら「大学の社会学講座を拡張せよ」「新設特別の養成機関の設置」を訴えた。続く「米国に於ける社会事業家養成機関」(『社会と救済』第3巻第1号. 1919)の論文では、「ペンシルバニア社会事業学校」「ミズーリ社会経済学校」「応用社会学学校」「シカゴ公民博愛学校」の沿革と授業科目を詳しく論述した。

1920(大正9)年には、「米国社会事業大会は毎年1回全国の社会事業家を会同し、年々地を換へて開催せられ、会衆は毎会数千名の多きに上るの盛況を呈して居る」の書き出しではじまる「米国社会事業大会の概観」が掲載される。そこには、「医師、弁護士、裁判官、統計学者、牧師、教師、看護人及勿論、狭義の社会事業家—即ち個別社会事業家、団体組織指導者、社会植民事業家及社会状態研究者—等の殆ど総ての種類の者が出席」として、社会事業の研究大会に参加する多様な専門家の存在を伝えた。この紹介文で注目されなければならないことは、「ケース・ウォーカー」が「個別社会事業家」と和訳されたことである。(『社会と救済』第4巻6号. 1920)

『社会と救済』は、その後も大会の様子を詳細に伝え、「米国社会事業大会分科会」の箇所では、それぞれ

の分科会の概況を報告した。「家族分科会」の様子は次のように記述されている。

「家族分科会は自己決定の心理で遂行されたようである、分科会はその執行委員及その議長を議員席から起立して指名演説する、これまで試みられたことのない比例代表の方法で選挙した」「メリーエ・リッチモンド嬢の権威ある演説の根底は個人の知的生活及目的が明確、高遠なる知識に基礎を置く取扱に標準を適用せんとする解説であって、彼女の論文は社会診断法を伴ふマテリア・メデカーとして各個社会事業に関する他のテキスト・ブックを以て始まるものであった」

報告文は、「家族ケースワーカーの述語の適用が発達したのを明白に現してゐる」などを明らかにする演説を取り上げながら「ケースワーカーの事務が健全なる発達にあると云ふことは分科会の質疑により、批判或は新理想の隔意なき交換によって疑もなく明確になつたのである」として相談援助の方法としてのケースワーカーの価値と有効性を伝えた。(『社会と救済』第4卷7号、1920)

さて、今日でも講義に採用されるリッチモンド『Social Diagnosis』の一部邦訳を見ることができるのは1922(大正11)年である。そこでは「社会診察と親族」「親族より得るのは助力問題」「親族に近よる事について」の3項目の和訳が試みられている。(「社会診察に於いての親族の意義 リッチモンド氏社会診察より Richmond; Social Diagnosis』『東京府社会事業協会報』第17号、1922)

1993(大正12)年の永井淳『社会政策綱領』は、Social Workersの用語にふれ、「本世紀の初に児童保護、結核予防、住宅改良の協会又は委員会が現われて包括的名称を定むる必要に迫られた結果生れ出たのが即ち社会事業の言葉である。1904、5年頃から米国内において社会事業又は社会事業家(Social Workers)の語が一般に使用されるようになり、1916年始めて社会事業大会自らその名称を採用するに至った」として、用語の使用時期を明らかにした。

1924(大正13)10月には、わが国でははじめてであろう、ケースワーカーの全体像に言及する論文が発表される。三好豊太郎「ケースワーカーとしての人事相談事業」(『社会事業』第8卷7号、1924)は、ケースワーカーを次のように定義した。

「社会事業の中心生命はケースワーカー(Case Work)にある。ケースワーカーは個人を診断し、単に一時的救助にとまらずして個人に適當した最良の方法を講じて、長く幸福生活をなし得る様人格を向上せしむるにある。之は集団を対象として行ふ処の集団改良(Mass reform)の事業と似て居るが、其行ふ精神と方法とは、大いに相違するのである。両者は其の各々に意義があるのであって、決して排隔すべきものではない。終局に於て個人の幸福なる生活を目的とするのであるから、其の方法としては二者相伴ふて進んで行かねばならぬ。(Richmond Social Diagnosis,p.1)」

また、「人事相談の事業は個別事業の優なるものである。其の人の個性と環境とに応じて、各人別様の取扱方法を講ぜねばならぬものであって、其の中には決して画一的な取扱をすることが出来ない」として「人事相談」と「個別事業」の関係を論じた。

さらに「人事相談事業は本邦では類似したもののは比較的に古いものであるが、其の組織と形態とを改めるに至ったのは、比較的近時のことである。現今にては官衛、自治体、社会事業団体等凡てが之を行ふ様になった。就中警察署が大な人事相談係を特設して之を実施するに至った(後略)」との説明を加えた。同時に「各所の人事相談所間には、其の施設系統の共通なものゝ中には連絡があるが、然らざるものゝ中には殆んど是れが無いのである」「相談所の存在と其の職能に就いて、尚知らない人が多い」「人事相談事業に対する社会の評価現在に於いては、然かく認められて居ない。其の例証の一として所員の経済上の待遇の低いことを挙げ得る」などとして実際の現実を指摘した。

三好は、同年の「社会学雑誌」(第7号、1924)において「社会事業指導の観念」を発表している。論文は、震災に会った人々の生活と社会事業の関係を「集団ブラックに於ける住居者中には自ら奮闘すれば、別な住居を求めて生活し得る余裕のあるにかりよらず、市民の慰安をなす公園内を占居して恬然たるものがある。是等の事実は、現在に於ける社会事業が決して能率の点に於て、又他の社会生活との調和に於て充分ならざることを示している」とし「彼等の光明への道は、社会事業者に託されて居るものが耕く無い」と位置づけ「社会事業生命を潰刺たらしめ其硬化を防ぎ、更に新たなる社会制度の変形に於いて、社会事業指導観念の考究と、その応用の必要」を訴えたのである。

そこには、事実の調査と分析による観念の修正の必要性があり、チャールズ・ブース(Charles James Booth)やラントリー(Benjamin Seebohm Rowntree)が実施した社会調査の方法と結果の分析から得た

学的精神を採用すべき」の主張があった。さらに貧困の原因は社会的と個人的双方から理解しなければならないとの主張のもとで、リッモンドの『What is Case Work?』を「意識的に合理的に個人の社会的関係を整理し、個人の人格を向上せしむる事業」と理解し「社会事業の生命は、ケースワーカーにある」と結論づけた。

以後、1924(大正13)年の『社会事業研究』編者による「災害と社会事業の関係」、1925(大正14)年の「社会事業の進化」「本年社会事業大会の所感」、小沢一「組織社会事業とその原則—オーガナイズド・チャーチとケース・メソドの発達」、三好豊太郎「フキールド・ウォーカーの基本問題」、小沢一「方面委員制度の社会的機能に就て(一)(二)」、志賀志邦人「隣保事業の一方面において」。1926(大正15)年の小林郁「米国に於ける社会学発達の概観」、星野俊英「リッチモンド・ホール共著『児童婚姻』」等の中で考究が展開された。

たしかに、これら論文は、専門的に相談援助としてのケースワーカーだけを取り上げ論じたものではなかった。しかし、当時、ケースワーカーへの関心がどれほどであったか、の推察は可能である。

さて、1920年代に紹介されはじめるケースワーカーには、当時の生活不安と社会問題解決への期待がこめられていた。そして、ケースワーカーが紹介され始める時期は、第1次大戦の影響によって急激な繁栄と好機があった。しかし、それは継続せず、産業界は不況にみまわれ、慢性的・構造的な多くの失業者を生み出すことになった。物価上昇などによる生活不安は、労働者や農民、零細自営業者の生活を一層困窮にした。それは、「米騒動」にも代表されることになる。

救済事業においては、以前の方法をもっては対応ができない事態が明白となり、その色彩も慈善的・救済的から防貧的・組織的へと変化せざるを得なかった。時は、大阪府の「方面委員制度」に代表される篤志家などの委員による地区内の社会調査や貧民の保護指導にあたる制度が全国的に普及した時期でもあった。

期待を背負ったケースワーカーの紹介と導入には、固定したパターンがなかったとはいえ、その多くにリッチモンドの著書が存在した。早い時期から、ケースワーカーを紹介した三好豊太郎は「社会事業の生命はケースワーカーにある。そして其中心の観念が人格の向上にあることを見ることが出来る。単純に一時的に施与するというではなくして、深く人格を培養して、其自由なる発展を所期しようとするにある」とケースワーカーと人格の関係を指摘した。(『社会事業指導の観念』『社会学雑誌』第7号、1924)

一方、ケースワーカーは、医療・保健の分野でも実践されることになる。

1919(大正8)年、東京泉橋慈善病院に賛助婦人会が結成され、相談・援助活動が開始された。1924(大正13)年には東京市療養所内に「社会部」が設置され、同時に療養所附属の結核相談所が開設をみた。いずれも「医療福祉」の先駆的意義をもつ。

また、要保護児童へのケースワーカー的なアプローチもみられた。吉田久一は、日本児童ケースワーカーの前段階をなすものは、1920(大正9)年4月から始まった東京都児童保護委員制度であるとして次のように論述する。

「本制度のきっかけは感化事業にあり、その分類処遇が要請され、また家庭及び社会と非行児童との関係調整が予防対策の上からも必要であった。保護委員の目的は不良児・浮浪児・放棄児・不就学児・欠席学童・貧困児・精神薄弱児等に適当な個別的保護をし、併せて調査を行うにあつたが、後に就労児・乳幼児にも及んだ。保護で注目されるのは11年頃より意識的に『ケース・ウォーカー』を適応し、同じく11年乳幼児保護として『プレベンチーブ・ウォーカー』をとりいれ、また12年東京市青少年保護所で就職させた児童の『アフター・ケヤー』を行うなど、欧米の処遇方法を積極的に取り入れたことである。(吉田久一『現代社会事業史研究』1979)

だが、この期の特徴のひとつは、方面委員制度との関連づけのなかでケースワーカーが論じられたことである。それは、旧来の方法では対応を困難とする『現代的』社会事業問題(吉田久一『現代社会事業史研究』)解決のための期待からでもあった。関連づけは、戦前と呼ばれる時期のケースワーカーが日本の文化、既存の制度のなかで理解され、実践された「成果」を戦後に展開される社会福祉の技術としてのケースワーカーのなかにも残存させた。G H Qの指導と国家の庇護のもとに福祉事務所、児童相談所、公私立医療機関などで実践展開される「相談援助としてのケースワーカー」は、「直輸入的」との批判のもとで、実践としても、理論研究の側面においても確実に成果を積み上げることになった。しかし、その展開は、「社会福祉六法に規定される社会福祉の対象者」をクライエントとするものであり、すべての国民の相談援助者ではなかった。

これらの歴史的展開のなか、社会福祉士及び介護福祉士法は公布されたのである。それは、日本に相談援助の理論としてのケースワーク理論が紹介された 1917(大正 6) 年から 70 年後のことであった。

2. 幻の社会福祉士法案

戦前、戦後を通じて、実践家や研究者らによる社会福祉教育や資格についての研究・討議は絶えることはなかった。戦後においては、1962(昭和 37) 年の東京都社協民間社会福祉事業従事者処遇調査委員会による社会福祉士制度試案。1967(昭和 42) 年、東京都社会福祉審議会の東京都における社会福祉専門職制度のあり方に関する中間答申。1971(昭和 46) 年の大都市社会福祉審議会による専門職制度の答申などが代表的である。これらの動向を全国レベルに押し上げるという貢献は、医療機関・施設で働く相談員らによって構成された協会によって行われた。1966(昭和 41) 年、日本医療社会事業協会、日本精神医学ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーカー協会の三者の代表による討議成果として「医療社会福祉士法案」が発表された。1968(昭和 43) 年の日本医療社会事業協会の通常総会の席で採択された「医療社会福祉士法(第一号修正案)」の「第一章総則」には、「(目的) 第一条 この法律は、医療社会福祉士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及および社会福祉の向上に寄与することを目的とする。(定義) 第二条 この法律で『医療社会福祉』とは、医療および公衆衛生の分野において医療社会福祉士が行なう社会福祉の諸活動をいう。2. この法律で『医療社会福祉士』とは、厚生大臣の免許をうけて、医療社会福祉士の名称を用いて、医療社会福祉を業とする者をいう。」(日本医療社会事業協会『日本の医療ソーシャルワーク史』2003) を規定した。

一方、1969(昭和 44) 年 11 月、厚生大臣より中央社会福祉審議会に対して社会福祉向上の総合施策についての諮問が出された。諮問は、審議会のなかに職員問題専門分科会を設置させた。木村忠二郎を会長として大谷嘉郎、仲村優一、三浦文夫らを委員とする分科会は、10 数回に及ぶ検討を経て「社会福祉専門職の充実強化方策としての『社会福祉士法』制定試案」を発表した。

試案は「社会福祉専門職確立の必要性」の具体的背景として「世界の注目を浴びる経済発展」「人間疎外の問題を含む新しい福祉ニード」「要員の養成も、大学院を含む 25 校の大学、8 校の短期大学を構成校とする日本社会事業学校連盟加盟校に限っても、毎春 3,000 名を越える卒業生を送り出し」をあげた。また、「福祉の理念の変化と対象の拡大ワーカーの専門的知識と技術の必要性は、まだ一般に充分認識されているとはい難く、社会事業－慈善事業－素人にもできる仕事、との理解水準にとどまる者の多いのが実情である。それがまた、わが国における社会福祉従事者の劣悪な待遇をもたらし、その質的向上を阻害する結果にもなっている」と分析した。そして、このような現状を打破するための効果的、かつ、端的な方法として「公私を含めて、社会福祉の場に働く者の役割と機能を客観的に再評価し、これに正当な社会的位置づけを行ない、かつ、それにふさわしい待遇を与えることであろう。そのためには、公私を貫く社会福祉従事者の資格要件を明らかにし、これをまず公務員職制の中に充分な妥当性をもって位置づけ、必要ならば新たに給与表も設定して、職務内容にふさわしい待遇を与えるべきであろう。これは必然的に、すべての民間施設従事者の待遇改善にも反映され、更には将来の公私人事交流の可能性も産み出しながら、福祉施設を、働きがいのある場所に変ぼうさせてゆく契機ともなろう。」(全国社会福祉協議会『社会福祉職員専門職化への道』1971)との結論を出した。

結論を導き、支える根底には、高度な経済成長に維持された安定した財政と新たな貧困への学問的関心の高まりがあった。同時にこれらの動向は、それまでの福祉六法対象者を拡大させ、それまでに社会福祉理論の基礎としてきた原理論研究の根強い視点を「岡村理論」へと誘うことになった。

さて、部会の試案は、次のようにもいう。「もとより、社会福祉の専門性が、単に知識と技術に基づくものではなく、動機と意欲と資質に裏づけられたものであること、また、福祉の場で働くもののすべてが専門職者のみで占められるべきではなく、関連する他の専門職者や多くの非専門職者との協働の上に成立する業務であることも事実である。従って、高度な専門職ソーシャル・ワーカーと、準専門職者とがそれぞれに担うべき職分と範囲も、より明確化されねばなるまい。あるいは、資格付与の条件と任用制度の関連にも整理されるべき問題点の多々あることも認めざるを得ない。その意味で、かかる専門職制が一举に、かつ、容易に成立し得るはずではなく、従って過渡的、経過的には現状に照らしてある程度妥協的な線を打ち出さざるを得ない側面があることも否定できない。また、これらの個々については、十分な討議を踏まえて得られる見

解を、以下の試案に盛り込んでゆくより外はないと考える』(『前掲書』)としながら「高度な専門職」としての社会福祉士を想定させた。試案はさらに「ソーシャル・ワーカーを中心とする公私の社会福祉専門職者を包括的にとらえる専門職として社会福祉士(仮称)制度を設け」「資格基準を明定し、それによって社会福祉専門職員の処遇の改善をはかる」を謳いながら「標準的資格基準をどこにおくかにより種々の異なる案を想定することができる」として、当時の社会福祉の職種を援用しながら以下の区分を試みたのである。

社会福祉士たる資格を必要とする職種

社会福祉士たる資格を有する者をもってあてるべき職種(a)社会福祉士たる資格を有する者をもってあてることができる職種(b)として、それぞれ次のものが考えられる。

(a) 1. 福祉事務所の指導監督を行なう所員(社会福祉事業法第14条第1項第1号)

2. 指導監督又は訓練の実施にあたる職員(同法第21条)

3. 児童福祉司 4. 身体障害者福祉司 5. 精神薄弱者福祉司 6. 老人福祉指導主事 7. 民生委員の指導訓練に従事する吏員(民生委員法第19条) 8. 家庭児童福祉主事 9. 児童相談所の相談員 10. 婦人相談所の相談指導員 11. 児童指導員 12. 少年指導員(母子寮) 13. 生活指導員 14. 教護 15. 福祉事務所の長 16. 社会福祉施設の長(肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等一部の施設の長を除く。) 17. 福祉事務所の現業を行う所員 18. 身体障害者厚生相談所のケース・ワーカー 19. 精神薄弱者更生相談所のケース・ワーカー 20. 医療ソーシャル・ワーカー(精神医学ソーシャル・ワーカーを含む。) 21. コミュニティ・オーガナイザー(都道府県社会福祉協議会福祉活動指導員、全国社会福祉協議会企画指導員等) 22. 主任保母 23. 主任寮母 24. 保母 25. 母子寮の寮母 26. 教母 27. 児童厚生員

(b) 28. 児童相談所長

上記職種のうち、17, 18, 19, 23, 24, 25, 26, 27、以外のものは社会福祉士(一種)をもってあてるものとする。

以上の職種のほか、厚生省以外の他の省庁の管轄に属するもので、社会福祉士制度と関連があると思われる次のごとき職種については、それぞれの所管の省庁において社会福祉士制度の採用方につき積極的に検討することを要請するものとする。

(例) 家庭裁判所調査官、保護観察官、勤労青少年ホームのユース・ワーカー、学校ソーシャル・ワーカー(福祉教員等)、産業ソーシャル・ワーカー等

社会福祉士制度の大綱

社会福祉士制度の大綱は、次のとおりとする。

ア 前述の職種を包括する社会福祉士の資格を定め、その業務が適正に運営されるよう規制し、もって社会福祉の向上増進に寄与することを目的とする。

イ 社会福祉士は、都道府県知事の免許をうけて、社会福祉士の名称を独占的に使用し、社会福祉の業務にたずさわるものとする。

ウ 社会福祉士になるための基礎資格を次のように定める。

A 社会福祉士(一種)

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学もしくは大学院の社会福祉学(児童福祉学、児童学を含む。)を専修する学部もしくは学科において社会福祉学を履修し、学士、修士もしくは博士と称することができる者

(イ) 学校教育法に基づく大学もしくは大学院の心理学、教育学もしくは社会学を専修し学士、修士もしくは博士と称することができる者で、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めた者

(ウ) 学校教育法に基づく大学を卒業した後、厚生大臣の指定する社会福祉士(一種)を養成する学校その他の施設を卒業した者、もしくは厚生大臣の指定する社会福祉士(一種)資格認定講習会(6ヵ月)の課程を修了した者

(エ) 社会福祉士(二種)として3年以上前述の(a)もしくは(b)に掲げる職種のいずれかの職種(以下「指定職種」という。)の実務を経験した後、厚生大臣の指定する社会福祉士(一種)資格認

社会福祉士という専門職を考える
—社会福祉士の誕生 20 年を迎えて—

定期講習会(2ヶ月)もしくは通信教育(1年)の課程を修了した者

- (オ) 外国の大学もしくは大学院において社会福祉学を履修し、学士、修士もしくは博士と称することができる者で、厚生大臣が上記(ア)～(エ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

B 社会福祉士(二種)

- (ア) 社会福祉もしくは保育を専修する短期大学、又は厚生大臣の指定する社会福祉士(二種)を養成する学校その他の施設を卒業した者

- (イ) 学校教育法に基づく短期大学卒業見込の者、もしくは満 20 歳以上の者であって社会福祉士試験(学科試験)合格後、1 年間の指定職種の実務を経験した者

エ 社会福祉士については、都道府県ごとに登録制度を設ける。

オ 社会福祉士の資格認定講習会及び社会福祉士のうち、基幹要員の現任訓練を実施するため、国において中央の研修機関を設置する。

わが国においてはじめて、広く提示された「社会福祉士法制定試案」であった。しかし、「起草委員の中に社会福祉の現場の代表者がいない」「試案の中の現状分析は正しいのか」「同一職種に一種と二種があることの意味」「経験・学歴偏重」「労働条件改善優先論」など、多方面からの討議と激論、反対論に包囲され、結果としてすべての人々の同意を得ることはできなかった。

3. 社会福祉士及び介護福祉士法の制定

1986(昭和 61)年5月の福武直座長による「提言 社会福祉改革の基本構想」(全国社会福祉協議会・社会福祉基本構想懇談会)は「とくに職員問題(専門職問題)について特段の注意が必要」を項目に入れた。

1986(昭和 61)年には、「日本標準職業分類」(1956.5)の改訂によって福祉相談指導専門員、福祉施設指導専門員、保母・保父などが新たに公的な職業として統計上明記されたのである。

社会福祉専門従事者の教育や資格についての提言や検討が濃密さを増すなか、1987(昭和 62)年1月7日、斎藤十朗厚生大臣は、社会福祉士及び介護福祉士案の大綱を記者発表した。新聞紙上で発表された法案に対しては、各種の意見や行動があった。しかし、1987(昭和 62)年3月 23 日には、中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会による「福祉関係者の資格制度の法制化について」(意見具申)が提出され、それに基づいた「社会福祉士及び介護福祉士法案」が第 108 国会に託されることになった。

1987(昭和 62)年5月 18 日の参議院社会労働委員会の審議では、「社会福祉士の方はかなり前から法制化に向けての取り組みがあったわけですが」社会福祉士は多様なサービスのコーディネーターの役割を期待されているわけですし、その仕事の範囲もより専門的でありますから、資格がなかったこと自体がおかしいわけであります」などの法制化への取り組みが遅かったことが指摘された。同時に「入浴サービスとか、あるいは、いわゆる民間ヘルプサービスとかそんなことのやつはそれなりにわかるんです。それは介護福祉士の活躍分野なんだと思うんだけども、社会福祉士はそんなとき何やりますねん」などの社会福祉士が担当するであろう業務についての質問が続いた。

答える政府委員からは、「お年寄りの方々とかまた身体障害者の方々に対する福祉に関する相談や、また介護を依頼することができる専門的能力を有する人材を養成、確保して、そして安心してこれを受けていただけるような在宅介護の充実強化を図ってまいらなければならないと考えたわけでございます」という法案提出の社会的背景が説明された。

続いて社会福祉士資格を持たない者の業務の従事の可否について、「これはもちろんそのまま従事できます。それから資格を任用条件とすることは考えておりませんので、資格があるなしによって任用に差が出るというものでもございません。またさらに言えば、資格の有無によって待遇に差も設けるつもりはございません」と答弁している。

さらに介護福祉士との業務の対比や教育については、「社会福祉士の方は相談、援助、それから介護福祉士の方は入浴、排せつ、食事等の各種の介護と、こういうことをやるわけでありますが、そういった意味で社会福祉士の場合で言えば実践的なケースワーク技術というものが大切でございます」「したがいまして、このカリキュラムを編成する場合には、あるいは教材も同様でございますが、実技、実習というものを重視したそういう内容にしたいものだということで、これからも関係方面と相談をするつもりでおります」と答えた

のである。

一方、「社会福祉士とメディカル・ソーシャル・ワーカーとの関係でございますが、健康政策局とも十分調整いたしまして役割分担をはっきり考えております」として、医療分野における専門相談員について言及したのである。

そして、「今度のこの資格法ができますと、長年の関係者の悲願が達成するという意味で大いに意味があると思います。先ほどもちょっと触れましたように、関係者の新しい励みになるとか、あるいは資質の向上に通ずるとか、あるいは社会的な評価が上がるとか、そういうといったメリットはもちろんございます。ただ、今御指摘になりましたように、現実に働いている方の給与が上がるとか、あるいは労働条件が変わるとか、そういうことは考えておりません」『例えばヘルプサービスの例で申しますと、単にヘルプサービス一ヘルパーさんを寝たきり老人のところに派遣するというだけでは済まないようあります。もしそういう依頼がございましたと、ソーシャルワーカーが行きまして、その家庭の状況あるいは御老人の体あるいは心の状況、全部把握いたしまして、どういう処遇をすれば一番いいか、どういう方を派遣すれば適切な処遇ができるかと全部判断いたしまして、帰ってきて、それで中で、プログラムをつくりまして、それに従ってヘルパーを派遣すると、こういうことでございます。だから、単純に人を派遣するということでなくて、コーディネートも必要でございますし、プログラムの作成というものも必要である。そういうところで現にソーシャルワーカー的な方、今資格はございませんけれども、そういう方が活躍しておられるという実例も現にございます。そういうチームとしてのコーディネーターと申しましょうか、そういう意味合いは非常に大きな役割だと思います』として資格の誕生への期待を表明したのである。

社会労働委員会は、これらの審議を経て全会一致で法案を可決。そして、糸久八重子委員によって提出された下記の附帯決議を付した。

政府は、次の事項について、適切な措置を講すべきである。

- 一、在宅福祉施策について、ホームヘルプ・サービスの充実、デイ・サービス、ショートステイの拡充等一層の推進を図ること。
- 二、社会福祉士・介護福祉士の養成カリキュラムの編成及び試験については、既に相談 援助あるいは介護の実務に従事している者の経験を尊重するよう十分配慮すること。また、養成カリキュラムの編成に当たっては、養成校等関係者の意見を尊重するとともに、福祉をめぐる諸条件の変化に即応するよう配慮すること。
- 三、福祉・保健・医療各施策の連携の一層の強化を図るとともに、介護福祉士と保健婦・看護婦との連携等両福祉士とこれら各分野の関係者との連携のための措置を講ずること。
- 四、社会福祉士と福祉事務所との連携を密にするよう指導するとともに、福祉事務所の機能の充実を図ること。
- 五、介護等に係る技能検定と介護福祉士試験については、その水準のバランスを保つよう配意すること。
- 六、社会福祉士の相談援助が多様なサービスに関連することにかんがみ、社会福祉士の養成に当たっては、ケースワークに関する実習の機会を十分確保すること。
- 七、その成長が予想されるいわゆるシルバー産業について、営利主義が高齢者の福祉を阻害することのないよう厳しく指導すること。

参議院の先議を経た後の衆議院社会労働委員会（昭和62年5月21日）の審議では、社会福祉士が「だれを対象に」「何をする専門職か」についての質疑が繰り返された。

登壇した斎藤十朗国務大臣は、社会福祉士の業務内容と対象を次のように説明した。

「だれもが安心して、老人、身体障害者等に対する福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的能力を有する人材を養成、確保して、在宅介護の充実強化を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。第一は、この法律の目的であります。この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。第二は、社会福祉士の業務及び資格要件であります。社会福祉士は、専門的知識及び技術をもって寝たきり老人等の福祉に関する相談、指導等を行うこと

社会福祉士という専門職を考える

—社会福祉士の誕生 20 年を迎えて—

を業とする者であり、大学において一定の社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等であって社会福祉士試験に合格した者が、登録を受けることにより、資格を取得できるものであります。」

質問に立った村山富市委員からの「現状に照らしてどういう業務に携わっている方々を想定しているわけですか」の質問に対する小林功典政府委員からの答弁は、「現在資格がございませんので、現状といつても難しいのでございますが、要するに、名称独占の身分法でございますから、いわゆる業法ではございませんので、どういうところに働くかとかどういう業態がというのは、法律では一切規定していないわけであります。一定レベル以上の知識、技術があれば、この資格を与える、こういうことでありますので、そういう意味では、法律がいわゆる業法でない法律でございますから、そういうのを想定はしておりませんけれども、しかしこういうのができれば、例えば社会福祉で申しますと、社会福祉施設であるとかあるいは民間の介護サービスの団体とか企業とかに働くとかあるいは地域の社会福祉協議会で働くということが想定されるわけでございます。ただ、これは法律でそういうことを規定しているわけではないということでございます。」であった。

続く田中美智子委員からの質問は、社会福祉士に関わる法律立案の経過と課題を明らかにする。

「初めに一言申し上げておきたいと思います。社会福祉の従事者が専門職として位置づけられることは、各方面からの大きな要求でした。しかし、なかなか具体的な話にならず、一時は放置されているのではないかというような疑いさえ持たれている状態だったわけです。ところが突如社会福祉士及び介護福祉士法案要綱が二月に発表されまして、中央社会福祉審議会など三審議会の意見具申が三月二十三日に提出されました。そのために各関係者の間で検討や論議が十分にされる時間がなく、まさに唐突に、まさに突然といった感じで、この法案が四月二十八日に国会に提出されました。それだけに、社会労働委員会の議員でさえ認識が浅いのではないかと私には思われます。せめてこの社会労働委員会で十分な審議がなされることを期待しておりました。」「わずか二週間足らずの間に数十本の法案を一括して審議することが決まりました。この社労委員会では、この福祉士法案も含めまして十二本の法案が五月の十四日、十五日、きょうの二十一日、この三日間でまさに一瀉千里、ろくな審議もなく、問題点も明らかにされないままに成立することになりました。売上税法案が廃案になるからといって、他の法案をおろそかにしていいという理由は全くありません。特にこの福祉士法条は、新規立法であるにもかかわらず、きょう一日、わずか総審議時間一時間半」という審議時間不足がまず指摘されたのである。

さらに「資格制度というものは、労働者の社会的身分の向上と任用、賃金、労働条件などの基礎となるべきもので、それがとりもなおさず利用者、対象者の処遇水準を安定的に向上させることにつながります。ところが、この福祉士の資格は、我が国でもほとんど例がないような肩書きだけの名称独占なるもので、労働条件、賃金とは結びつかず、予算の裏づけも全くないものになっています。これではこの資格制度の効用性は極端に薄いものになりかねないという危惧があります。この点を今後十分に考慮されていただきたい、これが第一点です。」「第二点は、社会福祉従事者の急激な増大、分野の広がりと、その実績の積み重ねによって社会的認知が一定の前進を見ました。それだけに彼らに対する期待もニーズも急速に高まってきております。社会福祉従事者は大きな使命感と確固とした信念と誇りを持って働いております。しかし、この法案から見ると、社会福祉士とは一体何をする人ぞという疑問が出てきていますが、これは社会福祉士の社会的地位が低いレベルに定着されるのではないかという不安と、ここのことろよく聞いておいていただきたいと思うのです。そういう不安と、専門職としてのあいまいさから出てくる疑問だと私は思います。だからこそこの委員会で十分に審議をしたかったわけです。それだけに養成機関、試験実施機関のあり方がその点で大変重要となります。養成校や福祉関係者の意見を尊重して、この点を今後とも改善するように努力していただきたいと思います。」「三つの点は、養成機関や試験実施機関などが今後の省令に任されており、臨教審路線が取り込まれ、教育の産業化の流れに結びつく危険性を私は感じております。社会福祉士は主として人間を扱う仕事であり、高度な広範な知識、見識、さらに人権を何よりもとうとぶ姿勢が要求され、全面発達したすぐれた人格と教養が求められる仕事です。安直にだれにでもできるというものではありません。この点を十分に考えていただきたいと思うのです。その意味からしても、養成校や試験実施において、最低福祉系四大卒のレベルを基礎に、決してそれを下回ってはならない、レベルダウンにならないという配慮が必要です。」「四つの点、これが最後になりますが、福祉士がシルバーサービス産業のニーズに合わせて運用されることになりますと、本来の福祉の理念を営利を目的とするシルバー産業に埋没させる危険性が出てきます。

憲法二十五条では『すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。』と国の責務を明記しています。このことに照らして、福祉産業の進出の陰で、公的福祉の後退は絶対に許せないものだと思います。社会福祉事務所の責務をさらに拡大し、その機能の強化を急速に進めることができ最大限に求められている時代になっていることを大臣は肝に銘じて、一層努力をしていただきたいと思うわけです。』として、養成の重要性を論じたのである。

これらの審議を経て、社会福祉士及び介護福祉士法案は、起立総員によって原案通り可決されたのである。(衆議院社会労働委員会と同じように附帯決議を付された。)

社会福祉士に期待された役割は、「だれもが安心して、老人、身体障害者等に対する福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的能力を有する人材」(昭和62年 第百八回国会提出 社会福祉士及び介護福祉士法案参考資料 厚生省 1987)であり、当時、「等」のなかに「虐待児童」や「患者」が含まれていたとの確固たる証拠を見つけ出すことは困難である。

法案の作成に直接かかわった京極高宣は、社会福祉士及び介護福祉士法の成立について次のように述べている。

「この法案が戦後ソーシャルワーカー等の資格化にあたって、関係者の長年の悲願であったといわれるよう、たんに古くからの課題に対応するのではないということが認識されなければならない。いいかえると、本法は高齢化社会の進展にともなう寝たきり老人等の介護需要の増大にかかる今日的課題に対応するものなのである。つぎに、制度の内容については、第一に社会福祉士と介護福祉士とは、なるほど学歴には差があるが、必ずしも上下関係にないこと、第二にその資格がなければ業務につけないという意味での業務独占でなく、資格があれば望ましいといった名称独占であること、第三に守秘業務や信用失墜行為禁止等の規定にみられるようなきわめて倫理性の高い資格でもあることに、まずもって注意を払う必要があろう。こうした特徴は国際的にもユニークなもので、欧米先進諸国のソーシャルワーカー等の資格と比べて、むしろ優れているとも評価されている。」(京極高宣『福祉専門職の展望 福祉法の成立と今後』1957)

かえり見れば、1969(昭和44)年11月18日、当時の厚生大臣より中央社会福祉審議会に対する社会福祉向上の総合施策についての諮問後に設置された職員問題専門分科会。そこで「社会福祉専門職員の充実強化方策としての社会福祉士制定の法試案」。しかし、存在する多種の団体からの強い発言と反対によって社会福祉士法案は国会の審議に取り上げられることはなかった。この幻の社会福祉士法案の過去を踏まえたとき、社会福祉士及び介護福祉士法の成立は、画期的と表現する以上の価値と意味を持ったのかもしれない。

反面、人々の希望と合意が整わない環境のもとで誕生した資格制度は、それ自体の成長にとって欠くことのできない生育環境そのものを脆弱にしてしまったことを率直に認めなければならない。

おわりに

1987(昭和62)年5月26日、法律第30号として社会福祉士及び介護福祉士法は公布された。それにもとづく国家試験は、1989(平成元)年3月5日、全国8カ所で実施され、受験者1,033名、合格者180名、合格率17.4%であった。

1989(平成元)年12月には、60名近い社会福祉士が参加する第1回社会福祉士全国研究集会が開催された。「社会福祉における社会福祉士制度の意義」と題する記念講演を行った仲村優一は、「他の分野の専門家集団と対等の関係で協力・協働しあえる社会福祉の側の専門家集団が構成されなければ、地域における社会福祉サービスの質は高まらないのであり、社会福祉士は、このようにチームを組める専門家集団の供給源にならなければならない」との期待を述べた。同時に「名称独占と業務独占の問題」「有資格者の待遇改善問題」「フィールド・サービスとの関係」「シルバー・サービスとの関係」「社会福祉士・介護福祉士・保母の互換性」「医療ソーシャルワーカーとの関係」「社会福祉施設長(同機関の長)の資格の問題」などに言及しながら制度が内包する課題を指摘した。(日本ソーシャルワーカー協会『第1回社会福祉士全国研究会報告書』1990)

社会福祉士誕生10年を迎えた1997(平成9)年、『社会福祉研究』は特集を組んだ。そこで京極高宣は、「法案審議の際、厚生省説明にシルバーサービスとの関連の過度な強調がみられたが、今日からみるとやや不正確のそりを免れないと思われる。」と回顧しながら「両福祉士についてもう少し任用資格化が必要なのではないか」「国家試験の改善」「研修体制の強化」「他の関連専門職への準用」について論述した。

社会福祉士という専門職を考える —社会福祉士の誕生 20 年を迎えて—

さらに「今後の介護保険の導入をはじめとする社会保障システムの変革の過程で、社会福祉士の位置づけや役割、医療ソーシャルワーカーや精神科ソーシャルワーカーの法的位置づけをめぐる問題など、社会福祉にかかわる専門職のこれからのはりようはまだまだ変化していくことが予想される。そのような情勢の変化に的確に対応し、それぞれの専門性をいっそう高め、社会的な認知を得られるような取り組みが多くの社会福祉関係者の理解と協力を得て行われることがこれからも必要であろう。」(『福祉専門職制度 10 年の評価と課題』社会福祉研究 第 69 号) 1997 と結んだ。

社会福祉士が専門職として広く国民に認知、支持されるには、京極が指摘するような多くの課題が存在する。存在する課題の一因を過去に求めて、建設的な打開策に結びつくことは稀かも知れない。しかし、種々の立場と視点、利害の対立が混在する中で制定された専門職制度は、その法律の施行をもってすぐさま専門職化が確立され難いことを歴史は教えた。

さて、この考察でも使用する「専門職」という言葉の吟味も必要であろう。つまり、専門職 (Profession)、専門職化 (Professionalization)、専門職主義 (Professionalism) の言葉は、それを用いる人、それぞれによってさまざまな意味・内容を含んで使用されるからである。ある人は、職業のもつ高度の技術性を強調するため。ある人は、その職種の職場における地位や社会的地位の向上を求めるために。また、ある人は、職業の公共奉仕性(倫理性)を訴え獲得することを意図して。言葉の詳細な検討を試みるとするならば、その意味と内容、使用目的はさらに拡大することになるであろう。(社会福祉士と「専門職」「専門家」「専門職化」などについては稿を改めて整理したい。)

さて、ここで詰問を覚悟しながら現状を一顧し、私論を述べておきたい。社会福祉士は人間にたとえるならば、今年で成人を迎える。しかし、20 年の成長の歩みを経ても一般の市民のみならず、養成・教育に携わる者、さらには、社会福祉士自身にも明確な、社会福祉士像は共有されなかつと言わざるを得ない。(日本ソーシャルワーカー協会による『社会福祉専門職の実践と意識に関する調査』1986.『ソーシャルワーカーの実践と意識に関する調査』1988.『社会福祉士制度の影響と展望』1992. 北海道ソーシャルワーカー協会『北海道ソーシャルワーカーの実践と意識に関する調査』1989. などは当時の社会福祉士自身の理解を知る資料である。)

整理・統一化、共有化されない社会福祉士についてのイメージは、多種多様な社会福祉施設や機関、異なる対象や分野の存在によって、一層合意を阻害せることに加担した。阻害による共通認識が不十分な状態での検討、たとえば、多職種の社会福祉関係者が参加して開催される「社会福祉士の専門について」の討論の場では、発表者の所属する職場や視点が最優先され、結果として「私の場合は」「私の施設では」の発言が多くを占めることになった。それゆえ「社会福祉士の専門職化を達成するためには」という全体に設定された課題の文脈が薄れ、それぞれの立場と経験にもとづく個人的見解に依拠する一方通行的とも思える話題の提供に時間が費やされた。社会福祉士という職業の専門性を明確にして、それをもとに専門職化の方策を論議し、さらに専門職化が社会的問題を派生させ、その解決をせまる現代社会、そして、複雑な社会生活構造の中で社会福祉士の相談業務とはどのようなことを意味し、どのような意義と貢献を可能にするのか、はその場の討論から切り離されてしまうのである。この基本的視点が軽視された論議は、回数を重ねても空理空論の積み上げになる可能性を秘めていた。十分にかみ合わない土台の上で展開された「社会福祉士とは何か問題」。20 年という時の経過は、社会福祉士の役割と機能を他の専門職種に取って代わられるかもしれないという不安さえ芽ばえさせはじめている。その不安の解消をめざし、社会福祉士が専門職であることの論陣を「医学モデル」と「生活モデル」の対比に求めたとしても、すでにそこには現実的限界が見えはじめている。保健師という専門を修め、かつ、社会福祉学を学問的基本とする福祉士資格を持ち、福祉・保険サービス利用者の高い信頼を得る者の増加がその一例である。多くの資格、免許を取得した者がより高い専門性を備えているとは断言したくない。しかし、「学」の中で修得した知識や技術、視点や視野に、そうでない者とは明らかに異なる広がりと深さがあることは認めなければならない。それが、専門教育の成果でもある。

さて、仮に社会福祉士がその専門として提供する相談援助が、継続する生活(たとえば、社会福祉施設)の中で展開されるがゆえにその専門性が見えない、と仮定するならば、社会福祉士は、そうではない他の専門職員とは明らかに区別される援助知識と技術、価値をもって利用者の生活を支援しなければならない。誤解されることを恐れながら表現するならば、社会福祉士が専門とする相談援助と他の生活指導員が専門とする相談援助との差異を社会福祉士自身が提示しなければならないということである。この提示がなければ、

社会福祉の分野における相談援助は、旧来同様に熟練した者であれば事足りるということになる。これが社会福祉士に課せられた課題でもあると思う。

一方、養成・教育者側の課題も少なくはない。養成・教育者側の「どのような社会福祉士を養成するのか」の明示と、「一人でも多くの社会福祉士を社会に送り出すこと」も課題の1つであろう。また、送り出した社会福祉士の卒後を養成・教育側としてどのように支援するかということも軽視できない。支援の中でも社会福祉士の日々の実践業務を理論的に整理し、社会福祉士の専門とする相談援助理論と方法の構築化を、社会福祉士との協働作業のなかでどのように作り上げて行くのか、の検討が急務になるであろう。

今後、社会福祉士を社会福祉の専門家として位置づけ、登用する方策は、法制度の側面からますます拡大し、充実して行くであろう。同時に専門職としての待遇改善も検討されることになるであろう。(1990年に発表された、財団法人地方自治協会『福祉専門職の待遇改善をめざして』は、当時示唆に富む内容とされた。)

しかし、見逃してはならないことは、「措置から契約へ」「選別から普遍」を先導者として「社会福祉は国民すべてを対象とする」が卓上で理論化されたとしても、依然として国民の多くは、「社会福祉の対象」との関係には消極的態度を示すであろう。この現実を看過してはならない。また、共に働く者同士からの賛同も重要であろう。30数年前の過去とは言え、「全日本自治団体労働組合の見解」は、多くの示唆を現在にも与え続けているように思えてならない。(『自治労資料』72—第6号、1972)

成人を迎える社会福祉士。社会福祉士は、科学的・専門的知識と技術、利他主義という倫理価値にもとづき、かつ、社会福祉学を修めた専門家である。今を生きる人間と社会生活を結びつける重要な役割を担う一員でもある。

今後のわが国では、「いのち」や「財産」にかかる複雑な問題が増加することが懸念されている。だからこそ21世紀は、「相談援助を業とする」社会福祉士の存在が期待される世紀なのである。(2006.11.30.)

(歴史的考察を含んでいることを理由として、現在においては使用を慎むべき用語を引用している。ご海容いただきたい。)